国保・後期・年金

国民健康保険

収入に応じて保険税を負担し、病気やけがをしたとき、医療費に充てる相互扶助を目的とした制度です。

加入などの手続き

保険年金課　TEL.(32)6418

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方を除く全ての市民が対象です。転入や職場の健康保険をやめたとき、世帯員に異動があったときなどは14日以内に手続きしてください。各種手続きには、マイナンバーおよび本人確認書類の提示が必要です。

国保に入るとき

	手続きに必要なもの
他の市町村からの転入	☑前年の収入が分かるもの
職場の健康保険をやめた	☑資格喪失証明書 ☑前年の収入が分かるもの
子どもが生まれた	☑資格確認書など
生活保護を受けなくなった	☑保護廃止決定通知書

国保をやめるとき

	手続きに必要なもの
他の市町村への転出	☑資格確認書など
職場の健康保険に入った	☑国保の資格確認書と次のいずれかを全員分 ・新しい職場の資格確認書 ・資格情報のお知らせ ・資格取得証明書
国保の加入者が死亡した	☑資格確認書など ☑葬祭を行ったことが分かるもの ☑銀行の口座番号(葬祭を行った方)
生活保護を受けるようになった	☑資格確認書など ☑保護開始決定通知書 ☑生活保護手帳

その他

	手続きに必要なもの
市内転居	☑資格確認書など(マイナ保険証は手続き不要)
世帯主や氏名の変更	☑資格確認書など
就学などでの転出	☑在学証明書 ☑資格確認書など
資格確認書の紛失や汚破損	☑本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カードなど)

※窓口で資格確認書をお渡しするには、身分を証明するものの提示が必要です

タダとく健診・プレ特定健診について

保険年金課　TEL.(32)6425

タダとく健診

タダとく健診は、年度末時点で40歳以上の対象の方に、1年に1回ご案内している無料の健診です。

特定健診に加え、胃・肺・大腸・乳・子宮頸がん検診もあわせて受診できるため、生活習慣病だけでなく、がんの早期発見にもつながります。

忙しい方でも一度の機会で複数の健診を受けられる、健康管理に役立つ健診です。

プレ特定健診

プレ特定健診は、年度末時点で30～39歳の対象の方に、1年に1回ご案内している無料の健診です。

40歳から始まる特定健診の前に、血圧・血糖・脂質などの状態を確認し、自分の健康を見直すきっかけにできます。また、プレ特定健診を受診した偶数年齢の方は、子宮頸がん検診を実質無料で受けられます。

若いうちから健診を受けることで、将来の生活習慣病リスクに早めに気づき、健康づくりに取り組むことができます。



受けられる給付の種類(いずれの場合も要件あり)

※各種申請に必要なものについてはお問い合わせください　保険年金課　TEL.(32)6425

病気やけがをしたとき	医療機関の窓口に国保のマイナ保険証もしくは資格確認書を提示すると費用の2～3割を支払うだけで診療が受けられます。ただし、年齢や所得により費用の負担割合は変わります。
療養費	次のようなとき、治療などに要した費用の全額を一度支払っていただき、後日、保険年金課の窓口で申請すると、国保が負担する分の払い戻しが受けられます。 ・やむを得ずマイナ保険証もしくは資格確認書を持たずに治療を受けたとき ・コルセットなどの治療用装具を作ったとき　・海外渡航中などに急病やけがの治療を受けたときなど
高額療養費	医療機関に支払った1カ月の自己負担額(保険外医療行為、差額ベッド代、食事代などを除く)が自己負担限度額を超えた場合、高額療養費として差額が支給されます。 また、月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間(8月から翌年7月)の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、還付を受けることができます。

適用区分		月額上限 外来(個人ごと)【70歳以上】	月額上限 外来＋入院(世帯ごと)		年間上限(世帯ごと)
70歳未満	70歳以上		3回目まで	4回目以降	
区分ア	現役並みⅢ	270,300円＋(医療費総額－901,000円)×1%		140,100円	1,680,000円
区分イ	現役並みⅡ	179,100円＋(医療費総額－597,000円)×1%		93,000円	1,110,000円
区分ウ	現役並みⅠ	85,800円＋(医療費総額－286,000円)×1%		44,400円	530,000円
区分エ	一般	22,000円(年間上限216,000円)	61,500円		
区分オ			36,900円	24,600円	290,000円
	非課税世帯Ⅱ	11,000円(年間上限96,000円)	25,700円		
	非課税世帯Ⅰ	8,000円	15,700円		180,000円

※過去12カ月間に3回以上高額療養費に該当すると、4回目から軽減された限度額になる場合があります
※70歳未満の方および70歳以上の現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ、低所得者Ⅰ・Ⅱの方が入院または高額な外来診療を受ける場合は、医療機関の窓口にマイナ保険証もしくは資格確認書および限度額適用認定証(事前に保険年金課で交付申請が必要)を提示することにより限度額までの負担となります
※制度改正により、自己負担限度額が変更となる場合があります

入院時食事療養費	入院したときは1食当たり標準負担額だけを自己負担していただき、残りを国保で負担します。
移送費	国保が認める緊急な移送の場合、申請により移送費の一部を支給します。
出産育児一時金	産科医療補償制度加入の分娩機関で出産＝500,000円(1人) それ以外で出産＝488,000円(1人)
葬祭費	30,000円
医療費の支払いが困難な場合	災害や失業などにより、収入が著しく減少したことで、一時的に一部負担金の支払いが困難な場合、申請により期間を限定して一部負担金が減免または猶予される場合があります。

国民健康保険税 令和8年度分

保険年金課　TEL.(32)6418

保険税は医療分と後期高齢者支援分、介護分、子ども・子育て支援分を合算したものです。介護分は国保に加入している40～64歳の方で、それ以外の分は国保に加入している皆さんで、次の基準で算出されます。また、年度途中に加入した場合は、資格を得た月分から計算されます。

税額の計算(年額)

〈医療分〉

所得割額	加入者の前年の課税所得×8.83%
均等割額	23,000円×世帯の加入者数
平等割額	29,900円(1世帯)

限度額　66万円

〈後期高齢者支援分〉

所得割額	加入者の前年の課税所得×2.81%
均等割額	8,900円×世帯の加入者数
平等割額	9,100円(1世帯)

限度額　26万円

〈介護分〉

所得割額	該当者の前年の課税所得×2.23%
均等割額	8,900円×世帯の該当者数
平等割額	6,900円(1世帯)

限度額　17万円

〈子ども・子育て支援分〉

所得割額	該当者の前年の課税所得×0.29%
均等割額	1,100円×世帯の該当者数　※1
平等割額	1,000円(1世帯)

限度額　30,000円

※1　18歳未満の子ども・子育て支援分の均等割は10割軽減されます

保険税の減免制度

次の場合、減免制度に該当する場合がありますので事前にご相談ください。

- 火災、風水害などにより、家屋に被害を受けたとき
- 病気や失業などにより、大きく所得が減ったとき
- 生活保護を受けることになったとき
- その他特別な事情があるとき

産前産後期間の免除制度

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民健康保険税の所得割額と均等割額が免除となります。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民健康保険税が免除となります。

※出産予定日の6カ月前から提出可能

非自発的失業の軽減制度

倒産、解雇、雇い止めなどにより、雇用保険の失業給付を受ける方が世帯にいる場合は、国民健康保険税を軽減します。軽減を受けるには申請が必要です。

対象は雇用保険受給資格者証の離職理由が11・12・21・22・23・31・32・33・34に該当する方、および高年齢受給資格者証や特例受給資格者に該当しない方です。

納付は便利な口座振替で

銀行、保険年金課窓口、勇払・のぞみ・沼ノ端出張所で手続きが可能です。

保険年金課窓口、勇払・のぞみ・沼ノ端出張所では苫小牧信用金庫・北洋銀行・ゆうちょ銀行・北海道銀行を振替先とする場合、キャッシュカードと暗証番号のみで手続きができるペイジーサービスをご利用できます。

夜間納税相談

納税課　TEL.(32)6274

毎月末の4日間（土・日曜日、祝日を除く12月変動あり）は20時まで夜間納税相談を行っています。

国民年金

国民年金には、老後の生活を保障する老齢年金だけでなく、病気や事故で心身に障がいが残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などの制度もあります。詳細は日本年金機構HPまたは苫小牧年金事務所　TEL(37)3500で

加入する人

保険年金課　TEL.(32)6429

国民年金は、日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方すべてを対象としています。

強制加入

- **第1号被保険者**…20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業従事者とその配偶者、学生、無職の方など（第2号・第3号被保険者を除く）
- **第2号被保険者**…会社員、公務員など厚生年金、共済組合の加入者
- **第3号被保険者**…20歳以上60歳未満の第2号被保険者に扶養されている配偶者

※第3号被保険者に該当する場合は、事業主に届け出る必要があります

任意加入

- 60歳までに受給資格期間を満たしていないため、受給権を確保したい方（特例で70歳まで）
- 60歳までに受給資格期間を満たしているが、40年の納付済期間がなく満額受給できないため、年金額を増やしたい方（65歳まで）
- 外国に居住する20歳以上65歳未満の日本人

加入などの手続き

保険年金課　TEL.(32)6429

	手続きに必要なもの
会社を退職したとき（60歳以上の方は除く）	☑退職日を確認できるもの（健康保険資格喪失証明書、離職票、退職証明書など）
配偶者の扶養から外れたとき	☑扶養から外れた日を確認できるもの（健康保険資格喪失証明書、雇用保険受給資格者証など）
基礎年金番号通知書の再交付	☑再交付までに1カ月ほどかかります。お急ぎの方は年金事務所まで
保険料免除・納付猶予の申請	☑転入してきた方は、本人・配偶者・世帯主の前年所得を確認できるもの（所得・課税証明書など） ☑離職した方は、離職日を確認できるもの（離職票、雇用保険受給資格者証など）

※いずれの手続きにも本人確認書類（写真なしの場合2点）、基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書など）が必要です

受給できる年金の種類

保険年金課　TEL.(32)6429

老齢基礎年金

20歳から60歳になるまでに保険料納付済期間（免除期間を含む）が10年以上ある方に、65歳から支給されます。ただし、保険料を免除された期間は年金額が減額され、保険料の未納期間は年金額に反映しません。

令和8年度年金額（満額）＝年額847,300円
（年額844,900円）

※（　）の年額は昭和31年4月1日以前生まれの方

障害基礎年金

国民年金に加入している間に初診日があり、病気やけがなどで一定の障がいの状態にある方が、保険料納付要件を満たしている場合に支給されます。20歳前や60歳以上65歳未満の年金に加入していない期間に初診日があるときも含みます。

令和8年度年金額＝（1級）年額1,059,125円
（年額1,056,125円）
（2級）年額847,300円
（年額844,900円）

※ほかに子の加算あり。（　）の年額は昭和31年4月1日以前生まれの方

遺族基礎年金

国民年金の加入者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が亡くなった場合に、その方に生計を維持されていた子（18歳に到達する年度の末日までにある子または20歳未満で一定の障がいのある子）のある配偶者または子に支給されます。ただし、亡くなった方が保険料納付要件を満たしていることが必要です。

令和8年度年金額＝年額847,300円
（年額844,900円）

※ほかに子の加算あり。（　）の年額は昭和31年4月1日以前生まれの方

その他の給付

保険年金課　TEL.(32)6429

寡婦年金

第1号被保険者としての保険料納付済期間(免除期間を含む)が10年以上ある夫が年金を受けずに亡くなった場合に、夫によって生計を維持し、10年以上婚姻関係があった妻に60歳から65歳までの間支給されます。ただし、夫が障害基礎年金の受給権者であったり、老齢基礎年金を受給していたとき、また妻が繰上げ支給の老齢基礎年金を受給しているときは支給されません。

年金額＝夫の第1号被保険者の期間について計算した老齢基礎年金額の4分の3

死亡一時金

第1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上ある方が年金を受けずに亡くなった場合に、その方と生計を同じくしていた遺族に支給されます。ただし、遺族が遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。また、寡婦年金を受けられる場合は選択となります。

一時金の額＝保険料を納付した期間に応じて、120,000円～320,000円

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方で、公的年金などの収入金額やその他の所得が基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。

(対象となる方)

・老齢基礎年金を受給している方で、下記要件をすべて満たしている方
　→65歳以上
　→世帯員全員の住民税が非課税
　→前年の年金収入額とその他所得額の合計が基準額以下
・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が基準額以下の方

(令和8年度支給額)

・老齢年金生活者支援給付金(次の2つの合計)
　月額 5,620円×保険料納付済期間(月数)/480月
　月額 11,768円×保険料免除期間(月数)/480月
・障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金
　月額 5,620円(障害基礎年金の等級1級の方は月額7,025円)

国民年金保険料(令和8年度)

保険年金課　TEL.(32)6429

◆第1号被保険者

定額保険料	1カ月＝17,920円
付加保険料	1カ月＝　400円

※第3号被保険者は、ご自身で保険料を納付する必要がありません

納付方法

納付書を使って金融機関またはコンビニエンスストアで納付する方法や口座振替、クレジットカードによる納付のほか、電子納付も利用できます。また、保険料が割引になる前納制度もあります。

保険料の免除制度

保険年金課　TEL.(32)6429

法定免除

・障害基礎年金または被用者年金の障害年金(1級または2級)を受けている方
・生活保護の生活扶助を受けている方

申請免除

国民年金保険料を納付することが経済的に困難な場合は、申請により承認されると保険料の納付が免除されます。本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合に該当します。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。保険料を免除された期間は、年金の受給資格期間には参入されますが、年金額を計算するときは、全額納付したときに比べて一定の割合で減額されます。

納付猶予

20歳以上50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合には、世帯主の前年所得が一定額以上であっても、申請により承認されると保険料の納付が猶予されます。納付を猶予された期間は、年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

学生納付特例

学生(各種学校や夜間・定時制・通信制(学校法人に限る)に在学する方も含まれる)の方は、申請により承認されると在学中の保険料の納付が猶予されます。本人の前年所得が一定額以下であれば、家族の方の所得の多寡は問いません。納付を猶予された期間は、年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

産前産後期間の免除制度

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除となります。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料免除となります。

※出産予定日の6カ月前から提出可能

育児免除制度

令和8年10月1日以降、1歳になるまでの子を養育する国民年金第1号被保険者の実父母・養父母について、一定の要件を満たしている場合、国民年金保険料が免除となります。

保険料の追納

免除または納付猶予された期間の保険料は、10年以内であれば遡って納付(追納)することができます。追納することで将来受け取る年金額を増やすことができます。ただし、保険料の免除または納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、加算額が上乗せされます。

後期高齢者医療制度

75歳以上の方と65～74歳で一定の障がいのある方を対象とした医療制度です。

保険料

保険年金課　TEL.(32)6418

75歳以上の方と65～74歳で一定の障がいのある方（申請が必要）が対象です。加入する全ての方が保険料を負担します。全員が負担する「均等割」と前年所得に応じて負担する「所得割」からなる「医療分」と令和8年度から新設された「子ども・子育て支援分」をそれぞれ計算した合計額になります。年度途中での加入・喪失は月割計算となります。

保険給付

保険年金課　TEL.(32)6425

病気やけがをしたとき（医療機関での窓口負担）	医療機関窓口にマイナ保険証もしくは資格確認書を提示すると、費用の1～3割で受診できます。 ※前年の所得などをもとに、8月から翌年7月までの負担割合を判定します
高額療養費	医療機関に支払った1カ月の自己負担額（保険外医療行為、差額ベッド代、食事代などを除く）が自己負担限度額を超えた場合、高額療養費として差額が支給されます。 また、月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間（8月から翌年7月）の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、還付を受けることができます。

適用区分	月額上限 外来（個人ごと）	月額上限 外来＋入院（世帯ごと） 3回目まで	月額上限 外来＋入院（世帯ごと） 4回目以降	年間上限（世帯ごと）
現役並みⅢ	270,300円＋（医療費総額 － 901,000円）×1％		140,100円	1,680,000円
現役並みⅡ	179,100円＋（医療費総額 － 597,000円）×1％		93,000円	1,110,000円
現役並みⅠ	85,800円＋（医療費総額 － 286,000円）×1％		44,400円	530,000円
一般Ⅰ・Ⅱ	22,000円（年間上限216,000円）	61,500円		
非課税世帯Ⅱ	11,000円（年間上限96,000円）	25,700円	24,600円	290,000円
非課税世帯Ⅰ	8,000円	15,700円		180,000円

療養費	次のような場合は、医療費全額を一度支払っていただき、申請して認められると、本来の自己負担分以外が療養費として支給されます。●コルセットなどの治療用装具を購入したとき●やむを得ずマイナ保険証もしくは資格確認書を提示できずに診療を受けたとき●海外で診療を受けたとき
入院時食事代	入院したときは、医療費の自己負担額の他に食事代の一部をお支払いいただきます。 なお、負担額は、所得・入院日数などにより異なります。
葬祭費	30,000円

年間保険料の計算方法（令和8年度）

＜医療分＞

均等割【1人当たりの金額】59,963円 ＋ 所得割【所得に応じた額】（所得－最大43万円※1）×11.61％

＝ 1年間の保険料 限度額85万円　100円未満切捨て

＜子ども子育て支援分＞

均等割【1人当たりの金額】1,364円 ＋ 所得割【所得に応じた額】（所得－最大43万円※1）×0.28％

＝ 1年間の保険料 限度額2万1千円　100円未満切捨て

保険料は原則として、年金天引きとなります。それ以外の方は、口座振替や納付書で納めます。

※1　前年の合計所得により控除額が異なります

保険料の軽減

保険年金課　TEL.(32)6418

所得に応じた軽減

【均等割の軽減】

軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

軽減判定所得が次の金額以下の世帯		軽減割合	軽減前	軽減後
医療分	43万円+10万円×（給与所得者などの数-1）	7.2割※1	59,963円	16,789円
	43万円+（31万円×世帯の被保険者数）+10万円×（給与所得者など※2の数-1）	5割		29,981円
	43万円+（57万円×世帯の被保険者数）+10万円×（給与所得者など※2の数-1）	2割		47,970円
子ども・子育て支援分	43万円+10万円×（給与所得者などの数-1）	7割	1,364円	409円
	43万円+（31万円×世帯の被保険者数）+10万円×（給与所得者など※2の数-1）	5割		682円
	43万円+（57万円×世帯の被保険者数）+10万円×（給与所得者など※2の数-1）	2割		1,091円

※1　令和8、9年度については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条に基づく7割軽減に加え、更に0.2割の減額を行っています

※2　給与所得者などとは、以下のいずれかに該当する方となります
・給与などの収入額が55万円を超える
・公的年金の収入額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える

タダとく健診・歯科健康診査

保険年金課　TEL.(32)6425

対象の方に、1年に1回、無料で受けられる「タダとく健診」と「歯科健康診査」のご案内をしています。